

(証券コード：9446)
(発送日) 2024年12月12日
(電子提供措置の開始日) 2024年12月4日

株 主 各 位

名古屋市中区千代田五丁目21番20号
株式会社サカイホールディングス
代表取締役社長 朝 田 康 二 郎

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

株主総会資料 掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/9446/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サカイホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9446」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席いただけない場合は、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットにより2024年12月26日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、ご用意しておりませんので何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル）
株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第34期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

【株主提案（第4号議案から第8号議案まで）】

- 第4号議案 剰余金処分の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 定款一部変更（代表権を有する取締役の個別報酬の開示）の件
- 第7号議案 定款一部変更（代表権を有する取締役による他の会社の取締役の兼任禁止）の件
- 第8号議案 定款一部変更（取締役会の議長）の件

株主提案の各議案の要領は、株主総会参考書類に記載のとおりです。なお、このうち第4号議案につきましては、会社提案の第1号議案と競合する議案となりますので、双方に賛成されることのないようご注意ください。双方に賛成された場合は、第1号議案および第4号議案への議決権行使は双方とも無効として取り扱わせていただきます。当社取締役会としては、株主提案（第4号議案から第8号議案まで）の全てに反対しております。

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案（第1号議案から第3号議案まで）については「賛」、株主提案（第4号議案から第8号議案まで）については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議

決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置をとっている各ウェブサイトに修正した旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませよう
お願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2024年12月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、ご
返送ください。

行使期限

2024年12月26日（木曜日）
午後6時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案に
対する賛否をご入力くださ
い。

行使期限

2024年12月26日（木曜日）
午後6時30分入力完了分まで

本株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様か
らご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案から第8号議案は、株主提案です。

当社取締役会は、これらの株主提案全てに反対しております。

議案の詳細については、36頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 議決権行使権数

株式会社サカイホールディングス へ

議決権は、2024年12月26日午後6時30分前までに、当社の株主名簿に登記されている株主が行使できます。

2024年12月 日

各議案につき、賛否の表示をしない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の欄に○印を記入してください。

株式会社サカイホールディングス

インターネットと苦楽両方での議決権行使された場合は、インターネットを優先とします。株主名簿上の記載は、インターネットの記載を優先とさせていただきます。

会社提案

第1号議案	第2号議案 (100株)	第3号議案 (100株)
賛	賛	賛
否	否	否

株主からの提案

第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否

（注）株主からの提案につきましては、当社の株主名簿に登記されている株主が行使できます。一部、第4号議案については、当社の株主名簿に登記されている株主が行使できます。株主からの提案は「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書に賛否をご記入いただき、2024年12月26日午後6時30分までに届けるようにしてください。
- 第2号議案および第3号議案の賛否を二表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参加希望」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、参加記録のパスワードを入力して2024年12月26日午後6時30分までにご行使ください。この場合、議決権行使率を算定される必要はありません。

株式会社サカイホールディングス

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※議決権行使書用紙はイメージです。

「会社提案」の記入方法

第1号議案

- 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 反対の場合：「否」の欄に○印

第2号議案 第3号議案

- 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合：「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対の場合
「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

なお、当社取締役会は株主提案（第4号議案から第8号議案）全てに反対しております。

「株主提案」の記入方法

第4号議案 第5号議案 第6号議案 第7号議案 第8号議案

- 株主提案に賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 株主提案に反対の場合：「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

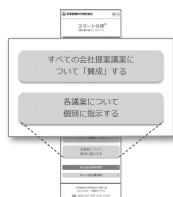
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

【電話】 0120 (707) 743

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

第34期事業報告

(自 2023年10月1日)
(至 2024年9月30日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、不安定な国際情勢、インフレ持続による金融緩和の遅れ、世界経済の回復ペースの鈍化等を受け、引き続き不透明な状況が続いています。しかしながら一方で、物価上昇による家計や企業への影響や世界経済の下振れ懸念はあるものの、アフターコロナにおいてサービス消費回復等により正常化が進み、景気の緩やかな回復が続いています。

このような経済環境のもとで、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は15,484百万円（前期比4.3%増）、営業利益は1,406百万円（前期比4.7%増）、経常利益は1,322百万円（前期比7.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,322百万円（前期比62.2%増）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

再生可能エネルギー事業につきましては、2050年カーボンニュートラル宣言、エネルギー基本計画等、再生可能エネルギー導入に対する政府の支援姿勢は継続しており、今後も、国内再生可能エネルギー市場は、より一層拡大していく見通しです。当社グループは15ヶ所の太陽光発電所を運営しており、自社エンジニアが発電所の運営管理業務（O&M）を担当することで経費削減を図り、発電所の設置地域を全国各地に分散することで気候リスクの低減を図っています。発電量は出力制御の回数増加および実施対象地域の拡大によりマイナスの影響を受けていますが、安定的に稼動しています。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,359百万円（前期比3.9%減）、営業利益は1,132百万円（前期比6.8%減）となりました。

移動体通信機器販売関連事業につきましては、大手通信事業者各社の経済圏を活かした顧客の囲い込みを狙いとする施策・料金プランを打ち出し、料金競争から経済圏競争へと変わりつつあります。2023年12月より電気通信事業法が改正され、販売施策に制限を受けた影響により、業界全体として販売台数は前期と比べ減少しています。このような事業環境のなか、対面サービスを通じて地域のDXを支える拠点と位置づけ、お客様満足度向上に向けた人材育成に注力するとともに、お客様の意向に合わせた料金プランの案内、スマートフォンの販売のほか、光回線、キャッシュレス決済促進など経済圏を活かしたライフスタイルのコンサルティングを行っています。併せてアドレス等のデータ移行や保護フィルムの添付等をサブスクリプション型の有償サポートで提供するなど、多様なサービスを提供しています。また、外販専門部隊を増員・強化し、商業施設等において積極的な営業展開をし、回

線数の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における移動体通信機器の販売台数は、新規・機種変更を合わせ69,848台（前期比1.2%増）、その内訳は、新規が26,406台（前期比11.0%増）、機種変更が43,442台（前期比4.0%減）となり、上記施策により売上高は10,739百万円（前期比6.4%増）、営業利益は443百万円（前期比25.0%増）となりました。

なお、各店舗の採算を検討した結果、不採算となっている店舗については減損処理を実施しました。

保険代理店事業につきましては、生命保険における高額な死亡保険のニーズが低下する一方、医療保険などの第三分野商品の加入件数が堅調に推移し、現在の主力販売商品になっています。また、中長期的に収益性が高い保険商品へ販売をシフトするとともに、新規顧客の開拓にも注力しています。しかしながら、前期からの稼働人員減少の影響により主力販売商品の募集状況が引き続き低調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は668百万円（前期比25.0%減）、営業利益は83百万円（前期比13.3%減）となりました。

葬祭事業につきましては、葬儀に関する潜在的需要は人口動態を背景に年々増加するものと推計されていますが、少子高齢化、世帯人数の減少、ネット系葬儀サービスの台頭、家族葬の増加による葬祭規模の縮小等、葬儀や供養のあり方自体が変化しています。近時では多数のご参列をいただく一般葬の需要は回復傾向にあるものの、家族葬の浸透・定着による小規模葬の拡大により、今後も業界全体として葬祭規模の二極化はさらに進行していくものと捉えています。そのような市場環境のもと、地域密着型で効率的な運営を目的として、現在、愛知県知多エリアおよび西三河エリアで8会館を運営し、近隣店舗間の高い連携効率を実現しています。また専門知識と経験豊富な葬祭ディレクターによるお客様本位の対応、お客様のご要望に合わせたきめ細かな料金プラン設定により、葬儀案件受注および葬儀施行単価の維持・向上に努めてまいりました。また、より効率的な業務運営を目的として委託業務の一部内製化を推進しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,046百万円（前期比0.8%増）、営業利益は199百万円（前期比4.6%増）となりました。

不動産賃貸・管理事業につきましては、名古屋市千種区に大型立体駐車場「エスケーアイパーク法王町」を運営し、隣接するドラッグストア、スポーツジムの顧客を主な利用者として安定的な賃料収入を計上していますが、時間貸駐車場の稼働率低下により賃料収入が減少するとともに、新紙幣読取り対応の精算機を購入したことで減価償却費が増加し、営業利益を押し下げる要因になっています。

この結果、当連結会計年度における売上高は63百万円（前期比9.4%減）、営業

利益は11百万円（前期比45.6%減）となりました。

ビジネスソリューション事業につきましては、B to Bビジネスのプラットフォームとして、DXの需要の高まりを背景に、携帯電話と光回線サービスを中心に法人のお客様の業務効率化、コスト削減に関するコンサルティング営業を展開しています。積極的な増員により人件費が増加していますが、売上高の大幅な増加に寄与しています。また、本年1月から開始した「SKIモバイルサポート」の積極的な会員獲得により、回線毎の売上総利益が大きく向上いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は609百万円（前期比100.6%増）、営業利益は32百万円（前期比47.1%増）となりました。

2. 企業集団の設備投資の状況

(1) 設備投資総額 720,533千円

(2) 取得した主な設備

[店舗]

ソフトバンクショップ

寒川駅前、ゆめが丘ソラトス

3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金および金融機関からの借入金により必要資金を賄いました。

4. 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 31 期 2021年9月期	第 32 期 2022年9月期	第 33 期 2023年9月期	第 34 期 2024年9月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	15,133,953	14,240,892	14,848,662	15,484,837
経常利益(千円)	1,148,727	1,159,038	1,234,020	1,322,620
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	742,132	532,525	815,153	1,322,167
1株当たり当期純利益(円)	71.96	51.45	78.71	129.92
純資産(千円)	3,228,406	3,618,605	4,274,886	4,736,146
総資産(千円)	25,907,631	23,358,059	22,409,007	21,129,032

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第32期連結会計年度の期首から適用しており、第32期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	当社の議決 権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エスケーアイ	10,000	100.0	移動体通信機器販売関連事業 ビジネスソリューション事業
株式会社セントラルパートナーズ	190,000	68.5	保険代理店事業
エスケーアイマネジメント株式会社	490,000	100.0	葬祭事業
エスケーアイ開発株式会社	200,000	100.0	不動産賃貸・管理事業 再生可能エネルギー事業

6. 企業集団の対処すべき課題

当社が属する携帯電話販売業界は、不安定な国際情勢、インフレ持続による金融緩和の遅れ、世界経済の回復ペースの鈍化等を受け、引き続き不透明な状況が続いています。この事業環境において、業界各社は携帯電話販売の事業モデルから新たな成長事業の育成に注力しています。

このような状況の中で当社グループは、市場や顧客の動向を注視し、ESGやSDGs、地球温暖化防止に向けた世界的な取り組みに呼応しながら、再生可能エネルギー事業の拡張を図り、移動体通信機器販売関連事業、葬儀事業、保険代理店事業を通じて地域社会に貢献し、成長を加速させるとともに、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

また当社では、人材を人財として考え最も重要な資産として捉えております。高度・多様化し続ける顧客ニーズに迅速、柔軟かつ的確に対応できる優秀な人材を確保および育成する事を重要課題の1つに掲げ、人材育成による企業体質の強化を図ってまいります。

経営ビジョンといたしましては、「カーボンニュートラルの実現に寄与する再生可能エネルギー事業の発展的展開」、「セグメント事業を通じた地域社会への生活インフラ提供」、「SDGsの理念に基づく事業領域への新規ビジネス展開」の基本方針のもと事業を推進してまいります。

7. 企業集団の主要な事業内容(2024年9月30日現在)

- (1) 再生可能エネルギー事業
- (2) 移動体通信サービスの加入契約取次ぎ代理店事業および移動体通信端末の販売事業
- (3) 生命保険・損害保険の募集業務および付帯業務、通信販売業
- (4) 葬祭請負を中心とした葬祭事業
- (5) 不動産の賃貸業務および管理業務
- (6) モバイルの法人向け販売を中心としたビジネスソリューション事業

8. 企業集団の主要な営業所および設備等（2024年9月30日現在）

(1) 当社

本社	愛知県名古屋市中区	
太陽光発電所	愛知県内	2ヶ所
	岐阜県内	1ヶ所
	三重県内	3ヶ所
	埼玉県内	1ヶ所
	和歌山県内	1ヶ所
	広島県内	1ヶ所
	熊本県内	2ヶ所
	茨城県内	1ヶ所
	千葉県内	1ヶ所
	宮城県内	1ヶ所

(2) 子会社

株式会社エスケーアイ

本社	愛知県名古屋市中区	
関東支社	神奈川県横浜市港北区	
店舗	愛知県内	21店舗
	静岡県内	10店舗
	東京都内	3店舗
	神奈川県内	14店舗

株式会社セントラルパートナーズ

本社	岐阜県大垣市	
東北支店	青森県青森市	
新潟支店	新潟県新潟市	

エスケーアイマネジメント株式会社

本社	愛知県知多市	
葬儀会館	愛知県内	8会館

エスケーアイ開発株式会社

本社	愛知県名古屋市中区	
立体駐車場	愛知県（名古屋市）内	1ヶ所
太陽光発電所	三重県内	1ヶ所

9. 企業集団および当社の従業員の状況（2024年9月30日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
再生可能エネルギー事業	3名	1名減
移動体通信機器販売関連事業	285名	26名減
保険代理店事業	69名	18名減
葬祭事業	25名	1名減
不動産賃貸・管理事業	1名	－
ビジネスソリューション事業	26名	6名増
全社（共通）	29名	1名増
合計	437名	39名減

（注）1. 従業員数には、臨時従業員83名は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

（2）当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32名	1名	37.6歳	8.7年

（注）従業員数には、臨時従業員7名は含まれておりません。

10. 企業集団の主要な借入先・借入額（2024年9月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	4,355,338 千円
株式会社三井住友銀行	2,520,320
株式会社みずほ銀行	2,083,605
株式会社十六銀行	898,780
株式会社愛知銀行	897,151
株式会社大垣共立銀行	705,940
株式会社名古屋銀行	597,038
株式会社山口銀行	526,624
株式会社横浜銀行	381,600
株式会社三十三銀行	374,452
株式会社中京銀行	262,920
株式会社百五銀行	50,000

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2024年9月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,956,500株 |
| (3) 株主数 | 2,942名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 サ ン ワ	3,400,000	34.79
V T ホールディングス株式会社	629,100	6.43
株式会社UHPartners2	601,600	6.15
酒 井 俊 光	579,200	5.92
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社	450,000	4.60
光 通 信 株 式 会 社	369,400	3.78
ア イ デ ン 株 式 会 社	258,500	2.64
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	244,600	2.50
株 式 会 社 サ カ イ	236,000	2.41
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	160,000	1.63

- (注) 1. 当社は自己株式を1,185,408株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は、2024年6月4日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下の通り取得いたしました。

- | | |
|--------------|--------------|
| ア. 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| イ. 取得した株式の総数 | 598,800株 |
| ウ. 取得価格 | 299,998,800円 |
| エ. 取得日 | 2024年6月5日 |
| オ. 取得理由 | 資本効率の向上のため |

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
- 当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役（社外取締役を除く）	15,999	2
監査役	—	—

- (注) 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等(2024年9月30日現在)

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	朝 田 康 二 郎	株式会社エスケーアイ取締役会長 株式会社セントラルパートナーズ取締役会長 エスケーアイマネージメント株式会社取締役会長 刀パートナーズ株式会社取締役 株式会社ファイナンシャルファーム取締役 株式会社ミツワ従業員
経 理 担 当 取 締 役	宮 田 圭 一 郎	株式会社セントラルパートナーズ取締役
取 締 役	片 山 義 浩	アスカ株式会社常務取締役制御システム事業部長
取 締 役	鮑 俊	株式会社エフティグループ取締役 株式会社HBD代表取締役 株式会社EPARK取締役 株式会社ベネフィットジャパン取締役
常 勤 監 査 役	内 田 守 彦	—
監 査 役	後 藤 康 史	後藤会計事務所所長
監 査 役	伊 東 祐 介	法律事務所ZeLoIPO部門責任者 株式会社グッドニュース社外監査役 株式会社リオ・ホールディングス社外取締役 株式会社デベロッパ社外取締役

- (注) 1. 取締役片山義浩氏および鮑俊氏は、社外取締役であり、両氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役後藤康史氏および伊東祐介氏は、社外監査役であり、両氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役後藤康史氏は税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役伊東祐介氏は弁護士の資格を有し、専門的見地と豊富な識見を有しております。
5. 当社は、取締役片山義浩氏および鮑俊氏ならびに監査役後藤康史氏および伊東祐介氏との間で、賠償責任限度額を、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする責任限定契約を締結しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に

対してされた損害賠償請求にかかる争訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするなど、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

7. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
8. 当事業年度中における取締役および監査役の地位および担当の異動は次のとおりです。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 事 由	異 動 年 月 日
内 田 守 彦	経営企画部長	常勤監査役	—	2023年12月21日
宮 田 圭 一 郎	経理担当取締役	—	辞任	2024年 9 月30日

2. 取締役および監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会にて取締役の個人別報酬の内容に係る決定方針を定めております。当社の取締役報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成されており、業績連動報酬は各事業年度における営業利益目標の達成度合いを指標にしております。

なお、社外取締役、監査役には業績連動報酬の支給はありません。当社は、取締役等の指名や報酬等に関する評価、決定プロセスにおける、公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより充実させるため、社外役員を過半数とする「指名報酬諮問委員会」を設置しています。委員長は社外取締役が務めております。

「指名報酬諮問委員会」は取締役会の諮問に応じ、取締役の報酬に関する事項について審議し答申を行います。取締役会は「指名報酬諮問委員会」の審議・答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬を決議しております。取締役会は「指名報酬諮問委員会」が客観性、妥当性ある検討を行っていると判断しております。

役員退職慰労金については「役員退職慰労金規程」に定める基準に基づき、支給総額等を決定しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	報 酬 等 の 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千 円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	非 金 銭 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	62,015 (4,800)	53,520 (4,800)	8,495 (－)	4 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	18,270 (9,000)	18,270 (9,000)	－ (－)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	80,285 (13,800)	71,790 (13,800)	8,495 (－)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額350,000千円以内（うち社外取締役年額70,000千円以内）と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。

上記とは別枠で、2023年5月31日開催の臨時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権として、新株予約権の数の上限を年305,000個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を年305,000株と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）です。

加えて、2023年12月21日開催の第33回定時株主総会において、上記の報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。

当該株主総会終結時点の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

2. 役員退職慰労金は、当該制度廃止前の当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として、取締役（社外取締役を除く）1,833千円、監査役（社外監査役を除く）350千円、合計2,183千円を費用処理しております。

3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、割当の際の条件等は、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた日より当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間であります。また、当事業年度における交付は「Ⅱ（５）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4. 上記には、当社の連結子会社からの報酬等は含んでおりません。
5. 2023年12月21日開催の第33回定時株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打ち切り支給予定額は、以下のとおりです。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
 - ・取締役 2 名 6,050千円

3. 社外役員に関する事項

主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	片 山 義 浩	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、企業経営における豊富な経験・識見を活かして、当社の経営活動全般に対して的確な意見を述べるなど、業務執行への提言および経営の監督を適切に行っています。
取締役	鮑 俊	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、企業経営における豊富な経験・識見を活かして、当社の経営活動全般に対して的確な意見を述べるなど、業務執行への提言および経営の監督を適切に行っています。
監査役	後 藤 康 史	当事業年度開催の取締役会17回および監査役会15回の全てに出席し、会計事務所所長として、税務・会計面での豊富な経験・識見を活かし、幅広い見地からの的確な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行っています。
監査役	伊 東 祐 介	当事業年度開催の取締役会17回および監査役会15回の全てに出席し、弁護士の経験に基づく、専門の見地と豊富な識見から適切な意見を述べるなど、経営全般に対する提言を適切に行っています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

V. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任中部総合監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 61,000千円
 - ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 61,000千円
 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、2023年11月30日提出の金融商品取引法に基づく訂正報告書に関する財務諸表等の監査に係る報酬33,000千円を含んでおります。
- (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
当社の監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積りの相当性を検討し、同意しております。
- (4) 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）は、取締役（執行役）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、内部統制システムを構築しており、会社法・会社法施行規則の改正に伴い、標記体制の改定について取締役会で決議している他、今後も常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

なお、内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、当社グループにおける業務の適正を確保する体制の整備を決定する。
 - ② 取締役会は、取締役会規程を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - ③ コンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制を確保する。
 - ④ 一人ひとりの行動規範となる行動指針を制定し、取締役および従業員が、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努めるよう、教育・啓発活動等を推進する。
 - ⑤ コンプライアンス窓口を設置し、当社グループの従業員等から申し出を受け付け、問題の早期発見・是正に努める。当社グループは、上記申し出を行った者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。
 - ⑥ コンプライアンスの遂行状況のモニタリングは、内部監査担当部門が計画的に監査を行う。
 - ⑦ 取締役および従業員は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、すみやかに取締役会および監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行状況を確認できるよう、文書管理規程を定め、議事録、稟議書、契約書等を適切に保存および管理する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理規程を定め、リスク管理に関わる責任体制を整備するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会により、当社グループのリスクの把握・評価並びに対応策の検討を行い、リスクの低減を図る。
 - ② 個人情報の漏洩等の事業運営リスクについては、それぞれの組織において、必要な基準・ルールを定め、リスクの防止・低減を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会で定められた基本方針に基づき、経営に関する重要事項の審議、全般的業務執行方針を確立するために、当社および子会社の社内役員、各部門等責任者等で構成されるグループ経営会議を設置し、運営する。
 - ② 経営ビジョンのもと、年度計画を定め、目標達成のための業績管理、フォローを行うことにより、効率的な職務執行に努める。
 - ③ 適正かつ効率的に職務を執行できるよう、組織規程、稟議規程、職務権限規程等の意思決定に関する規程を整備する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役会においてグループ各社の重要事項の承認を行う。
 - ② 当社は、グループ各社の経営の業務執行状況、財務状況等の報告を求め、グループ各社は、すみやかにこれに応じる。
 - ③ グループ各社は、コンプライアンスの徹底を図るとともに、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、すみやかに当社に報告する等適切に対応する。
 - ④ グループ各社の業務活動の適正等については、当社の内部監査担当部門が計画的に監査を行う。
- (6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項および当該社員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 常勤する監査役の求めに応じ、職務を補助する社員を配置できることとする。当該社員は、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助する。
 - ② 当該社員の人事異動、考課等については、事前に常勤する監査役と協議する。
- (7) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会やグループ経営会議等の重要会議に出席し、また、稟議書および議事録等の閲覧により、必要な情報の提供を受ける。
 - ② 当社グループの取締役および従業員は、年間計画・決算等の主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告する。

- ③ 当社グループの取締役および従業員ならびにグループ会社監査役は、監査役から報告を求められた場合は、すみやかに応じる。当社グループは、監査役に報告した者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。
 - ④ 監査役がその職務の執行について費用の請求をした場合は、必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用を支払う。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 反社会的勢力との関係遮断については、対応統括部署を定める等必要な体制を整備するとともに、外部専門機関と連携して対応する。
2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要
- 当社のコーポレートガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。
- (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① サカイホールディングスグループ行動指針を定め、取締役および従業員が、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努める企業風土の確立を目指しています。
 - ② 取締役会における意思決定の透明性を高めるため、取締役・監査役7名のうち、4名は社外役員としています。また、社外役員に対しては、事業責任者による事業説明会、意見交換会を実施するとともに、取締役会実効性評価を行い、実効性向上を図っております。
 - ③ コンプライアンス・リスク管理委員会を四半期毎に開催し、グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、法令違反の点検、コンプライアンス窓口から通報された事案の検討等を実施しています。
 - ④ グループ社員全員を対象として、コンプライアンス研修（eラーニング）を実施するとともに、コンプライアンスに対する意識を調査し、グループ全体の教育、啓発活動に努めています。
 - ⑤ コンプライアンスの遂行状況のモニタリングは、内部監査部門が、全部署を対象としてリスクアプローチに基づいた監査を実施しています。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役会・グループ経営会議・各種会議等重要会議の議事録、稟議書、規程、契約書等は電子文書としても保存、管理され、権限に応じた閲覧ができるようにしております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 改正したリスク管理規程に基づき、リスク毎に主管部署を明確にし、リスクおよび対応状況等を「リスク管理状況報告」に取り纏め、年1回、グループ経営会

議、取締役会で報告、管理しております。

- ② 事業運営リスクに関しては、当社の管理部門の人員拡充・良質な人材の確保に努め、それぞれの部署でリスク認識、対応の更なる強化を図っています。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① グループ経営会議により、グループの重要な業務執行に関する事項の報告・審議は、グループ横断での情報共有化、意思決定の過程の透明化を図っています。
 - ② 経営改革推進委員会を月1回開催し、当グループの健全で持続的な成長を実現するため、業務執行に関わる重要規程の見直しや風土改革等の業務改革活動を継続して取り組んでおります。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① グループの重要な業務執行に関する事項の報告・審議は、グループ経営会議を経て、当社取締役会で意思決定しております。
 - ② 当社の管理部門の人員拡充・良質な人材を確保し、子会社の管理強化をしています。子会社監査役は専任体制とし、知識と経験を有するものを監査役候補者としています。
 - ③ 重要な子会社には、内部監査部門を設けており、グループ各社の業務活動の適正等については、当社の内部監査部門が計画的に監査を行っております。
- (6) 監査役の職務を補助する社員に関する事項および当該社員の取締役からの独立性に関する体制
監査役からは、職務を補助する社員の配置を求められておりません。
- (7) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、取締役会やグループ経営会議等の重要会議に出席するとともに、適時、取締役への聴取や子会社往査などを行っています。また、グループ監査役会議を主宰し、定期的な報告を受けております。
 - ② 当社グループの取締役および従業員は、年間計画・決算等の主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告しています。重要事案は個別に、監査役に正確な情報を報告することを徹底します。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力との関係遮断については、対応統括部署を定めるなど必要な体制を整備し、外部専門機関と連携して対応しています。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	5,455,447	流 動 負 債	6,843,098
現 金 及 び 預 金	2,797,866	買 掛 金	909,548
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	1,688,139	短 期 借 入 金	3,220,000
商 品	673,716	1年内償還予定の社債	45,000
そ の 他	304,612	1年内返済予定の長期借入金	1,405,070
貸 倒 引 当 金	△8,887	未 払 金	278,174
固 定 資 産	15,673,585	未 払 法 人 税 等	261,165
有 形 固 定 資 産	13,295,602	返 金 負 債	112,724
建 物 及 び 構 築 物	1,646,165	賞 与 引 当 金	128,408
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	7,370,026	そ の 他	483,005
土 地	3,708,705	固 定 負 債	9,549,787
建 設 仮 勘 定	529,375	長 期 借 入 金	9,028,699
そ の 他	41,330	退 職 給 付 に 係 る 負 債	181,277
無 形 固 定 資 産	1,250,949	資 産 除 去 債 務	297,607
の れ ん	908,451	そ の 他	42,203
そ の 他	342,497	負 債 合 計	16,392,885
投 資 そ の 他 の 資 産	1,127,033	(純資産の部)	
投 資 有 価 証 券	334,556	株 主 資 本	4,471,001
繰 延 税 金 資 産	252,492	資 本 金	747,419
差 入 保 証 金	302,759	資 本 剰 余 金	684,918
そ の 他	237,226	利 益 剰 余 金	4,086,897
資 産 合 計	21,129,032	自 己 株 式	△1,048,233
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	177,351
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	153,528
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	24,827
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,004
		新 株 予 約 権	22,304
		非 支 配 株 主 持 分	65,489
		純 資 産 合 計	4,736,146
		負 債 純 資 産 合 計	21,129,032

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年10月1日)
(至 2024年9月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		15,484,837
売上原価		9,846,768
売上総利益		5,638,068
販売費及び一般管理費		4,231,786
営業利益		1,406,282
営業外収益		112,237
受取利息及び配当金	35,376	
営業支援金収入	4,238	
受取保険金	17,641	
保険解約返戻金	19,098	
その他	35,882	195,899
営業外費用		
支払利息	148,682	
融資手数料	34,444	1,322,620
その他	12,771	
経常利益		607,956
特別利益		
固定資産売却益	19,613	
投資有価証券売却益	509,221	
受取保険金	14,939	
役員退職慰労引当金戻入額	59,310	112,542
その他	4,870	
特別損失		
固定資産除却損	5,537	
投資有価証券評価損	741	
ゴルフ会員権売却損	845	1,818,033
決算訂正関連費用	40,341	
課徴金	30,000	465,440
減損損失	34,759	
その他	317	1,352,593
税金等調整前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税	439,214	30,425
法人税等調整額	26,226	
当期純利益		1,322,167
非支配株主に帰属する当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,473,104	流 動 負 債	5,278,216
現 金 及 び 預 金	1,951,712	短 期 借 入 金	3,400,803
売 掛 金	384,504	1年内償還予定の社債	45,000
短 期 貸 付 金	40,000	1年内返済予定の長期借入金	1,540,962
そ の 他	96,886	未 払 金	40,653
固 定 資 産	14,126,609	未 払 法 人 税 等	179,002
有 形 固 定 資 産	11,792,159	賞 与 引 当 金	14,431
建 物	238,894	そ の 他	57,364
構 築 物	615,153	固 定 負 債	8,404,908
機 械 及 び 装 置	7,187,713	長 期 借 入 金	8,175,667
車 両 運 搬 具	11,502	退 職 給 付 引 当 金	38,566
工 具 器 具 及 び 備 品	13,580	資 産 除 去 債 務	178,914
土 地	3,205,015	そ の 他	11,760
建 設 仮 勘 定	520,300	負 債 合 計	13,683,124
無 形 固 定 資 産	1,205,509	(純資産の部)	
の れ ん	904,649	株 主 資 本	2,715,929
そ の 他	300,859	資 本 金	747,419
投 資 その他の資産	1,128,941	資 本 剰 余 金	684,918
投 資 有 価 証 券	334,556	資 本 準 備 金	684,918
関 係 会 社 株 式	599,645	利 益 剰 余 金	2,331,825
繰 延 税 金 資 産	3,498	利 益 準 備 金	3,820
差 入 保 証 金	45,006	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,328,005
そ の 他	146,234	別 途 積 立 金	134,150
資 産 合 計	16,599,714	繰 越 利 益 剰 余 金	2,193,855
		自 己 株 式	△1,048,233
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	178,355
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	153,528
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	24,827
		新 株 予 約 権	22,304
		純 資 産 合 計	2,916,589
		負 債 純 資 産 合 計	16,599,714

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年10月 1 日
至 2024年 9 月30 日)

(単位：千円)

科目	金額	
売 上 高		2,644,151
売 上 原 価		1,079,414
売 上 総 利 益		1,564,736
販売費及び一般管理費		623,810
営 業 利 益		940,926
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	36,157	
受 取 家 賃 収 入	19,218	
保 険 解 約 返 戻 金	19,098	
受 取 保 険 金	17,641	
そ の 他	5,648	97,763
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	138,336	
融 資 手 数 料	34,153	
そ の 他	10,085	182,575
経 常 利 益		856,114
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,134	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	509,221	
受 取 保 険 金	14,939	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	53,276	
そ の 他	4,870	585,443
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,244	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	741	
決 算 訂 正 関 連 費 用	40,341	
課 徴 金	30,000	
そ の 他	317	73,644
税 引 前 当 期 純 利 益		1,367,913
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	285,121	
法 人 税 等 調 整 額	44,979	330,100
当 期 純 利 益		1,037,812

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

株式会社 サカイホールディングス
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人
愛知県名古屋

指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 智大
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀江 将仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サカイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

株式会社サカイホールディングス
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人
愛知県名古屋

指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 智大
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀江 将仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月14日

株 式 会 社 サカイホールディングス 監査役会

常勤監査役 内 田 守 彦 ㊟

社外監査役 後 藤 康 史 ㊟

社外監査役 伊 東 祐 介 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと考え、そのための収益力を強化するとともに、株主の皆様に対する積極的な利益還元策を実施し、配当性向を30%以上とすることを基本としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。

なおこの場合の配当総額は、136,795,288円となります。

(注)中間配当10円を含めた当期の年間配当は、1株につき24円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年12月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

現在の取締役3名は本定時株主総会終結の時をもって全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、本定時株主総会において取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	あさだ こうじろう 朝田 康二郎 (1979年7月15日)	2003年4月 野村證券株式会社入社 2010年4月 三菱UFJメルリリンチPB証券株式会社入社 2013年3月 クレディ・スイス証券株式会社入社 2018年11月 株式会社ファイナンシャルファーム取締役 (現任) 2019年1月 株式会社ミツワ入社 (現職) 2019年2月 ブルーモーニングフィナンシャル株式会社 代表取締役 2021年1月 刀パートナーズ株式会社代表取締役 2022年3月 株式会社小牧ハイウェイ企画駐車場開発 監査役 2022年12月 刀パートナーズ株式会社取締役 (現任) 当社代表取締役社長 (現任) 株式会社エスケーアイ代表取締役社長 株式会社セントラルパートナーズ 代表取締役会長 エスケーアイマネジメント株式会社 取締役 エスケーアイ開発株式会社代表取締役社長 2023年12月 株式会社エスケーアイ取締役会長 (現任) 株式会社セントラルパートナーズ 取締役会長 (現任) 2024年9月 エスケーアイマネジメント株式会社 取締役会長 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社エスケーアイ 取締役会長 株式会社セントラルパートナーズ 取締役会長 エスケーアイマネジメント株式会社 取締役会長 刀パートナーズ株式会社 取締役 株式会社ファイナンシャルファーム 取締役 株式会社ミツワ 従業員	13,559株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	※ なかの よしお 中野 喜夫 (1964年11月13日)	1988年4月 株式会社木曾路入社 1999年6月 同社情報システム部係長 2002年1月 同社企画部係長 2003年1月 同社人事部マネジャー 2019年10月 同社人事部長 兼 人材開発部長 2021年8月 同社人事本部長 兼 人事部長 2022年11月 当社人財戦略部長 2023年6月 エスケーアイマネージメント株式会社 代表取締役社長 2024年9月 株式会社エスケーアイ取締役（現任） 2024年9月 エスケーアイマネージメント株式会社 取締役（現任） 2024年10月 当社執行役員人財戦略部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社エスケーアイ 取締役 エスケーアイマネージメント株式会社 取締役	一株
3	かたやま よしひろ 片山 義浩 (1979年8月29日)	2003年4月 アスカ株式会社入社 2008年4月 同社自動車部品事業部営業部長 2011年2月 同社取締役自動車部品事業部営業部長 2012年3月 同社取締役自動車部品事業部幸田工場長 2013年9月 同社取締役自動車部品事業部営業部長 2015年2月 同社常務取締役総務・経理・経営管理担当 2016年2月 同社常務取締役総務・経理・経営管理・開 発本部担当 2018年3月 同社常務取締役管理本部長 2018年10月 株式会社ジャスティス代表取締役 2022年12月 当社社外取締役（現任） 2023年2月 アスカ株式会社常務取締役制御システム事 業部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 アスカ株式会社常務取締役制御システム事業部長	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	※ あきば かずゆき 秋葉 一行 (1982年10月29日)	2010年12月 弁護士登録 北菌法律事務所入所 2012年10月 三重県信用農業協同組合連合会出向 2016年 7月 名古屋国税不服審判所国税審判官 2020年 4月 秋葉法律会計経営事務所所長（現任） 2020年 7月 公認会計士登録 [重要な兼職の状況] 秋葉法律会計経営事務所 所長	一株

(注)1. ※は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 片山義浩氏および秋葉一行氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
 - (1) 片山義浩氏は、企業経営における幅広い識見を生かして、的確な意見を述べるなど経営全般に対する提言を適切に行っていたことから、社外取締役に選任しております。片山義浩氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。
 - (2) 秋葉一行氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士および公認会計士としての専門的見地と豊富な識見を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 責任限定契約について

当社は片山義浩氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。片山義浩氏が再任され、秋葉一行氏が選任された場合は、片山義浩氏および秋葉一行氏との間で当該契約を継続或いは新たに締結する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求がされた場合の損害賠償金および訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 独立役員について

当社は、片山義浩氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、秋葉一行氏が本総会において選任された場合、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

第3号議案 監査役2名選任の件

現在の監査役後藤康史、伊東祐介の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、本定時株主総会において監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1	ごとう やすし 後藤 康史 (1961年2月14日)	1987年4月 税理士事務所入所 1991年3月 後藤会計事務所所長（現任） 1996年4月 愛知学泉大学経営学部簿記会計学非常勤講師 1999年4月 愛知学泉大学経営学部税法非常勤講師 2016年12月 当社社外監査役（現任） [重要な兼職の状況] 後藤会計事務所 所長	一株
2	いとう ゆうすけ 伊東 祐介 (1982年3月21日)	2005年4月 株式会社NTTドコモ九州（現NTTドコモ）入社 2013年12月 弁護士登録 2014年1月 鳥飼総合法律事務所入所 2015年9月 株式会社日本政策投資銀行出向 2017年1月 株式会社東京証券取引所入社 2021年7月 鳥飼総合法律事務所復帰 2023年4月 法律事務所ZeLo・外国法共同事業 IPO部門責任者（現任） 2023年4月 株式会社グッドニュース 社外監査役就任（現任） 2023年5月 当社社外監査役（現任） 2023年7月 株式会社リオ・ホールディングス社外取締役 （現任） 2023年10月 株式会社デベロッパ社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 法律事務所ZeLo・外国法共同事業 IPO部門責任者 株式会社グッドニュース 社外監査役 株式会社リオ・ホールディングス 社外取締役 株式会社デベロッパ 社外取締役	一株

(注)1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 後藤康史氏および伊東祐介氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者とした理由

- (1) 後藤康史氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的見地と豊富な識見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見と広範かつ高度な視野で監査を行っていただいていることから、社外監査役に選任しております。後藤康史氏は現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、8年となります。
- (2) 伊東祐介氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の経験に基づく、専門的見地と豊富な識見から適切な監査を行っていただいていることから、社外監査役に選任しております。伊東祐介氏は現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本定時株主終結の時をもって、1年7ヶ月となります。

4. 責任限定契約について

当社は後藤康史氏および伊東祐介氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外監査役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。後藤康史氏および伊東祐介氏が再任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求がされた場合の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6. 独立役員について

当社は、後藤康史氏および伊東祐介氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(ご参考) 取締役・監査役のスキル・マトリックス (定時株主総会後の予定)

スキル	企業経営	マーケティング・営業	ファイナンス・財務	IT・DX	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	グローバル経験	ESG・サステイナビリティ
役員情報								
朝田康二郎 再任 代表取締役社長	○	○		○				
中野喜夫 新任 取締役		○			○	○		
片山義浩 再任 社外取締役	○	○	○		○		○	
秋葉一行 新任 社外取締役			○		○	○		
内田守彦 現任 常勤監査役		○			○	○		
後藤康史 再任 社外監査役	○		○			○	○	
伊東祐介 再任 社外監査役					○	○		○

(注)1. 本総会第2号議案および第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合に予定しているものです。

2. 取締役候補者および監査役候補者の指名にあたっては、透明性、公平性、客観性を一層高めるため、社外役員を議長とし、社外役員が半数以上を占める「指名報酬諮問委員会」における審議を経ております。

【株主提案（第4号議案から第8号議案まで）】

第4号議案から第8号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（1名）の議決権の数は、2,360個であります。

提案を受けた各議案の内容および提案理由は、原文のまま記載しております。

第4号議案 剰余金処分の件

（1） 議案の要領

2024年9月期の期末配当を1株当たり15円とする。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

第34回定時株主総会において当社取締役が提案した剰余金処分に係る議案が可決された場合には、15円から、同株主総会において可決された剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たり配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。なお、配当総額は、上記の普通株式1株当たりの配当金額に、当社の第34回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた金額となる。

ウ 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和6年12月開催予定の株主総会の翌日

（2） 提案の理由

当社取締役会は、「配当金による利益還元を充実させていくことが、より適切である」との判断に至ったことを理由として、2023年9月末をもって株主優待制度を廃止することを決定しましたが、第34期の期末配当は1株当たり10円の見込みとなっております。その結果、第34期の年間配当は、1株当たり20円に減配の見込みとなっており、これは第27期以降で最も低い配当額となります。

しかしながら、当社には30億円以上の利益剰余金が積み上がっており、第34期の年間配当として、少なくとも前期実績と同等である1株当たり25円の配当をすることは十分可能です。

したがって、2024年9月期の期末配当については、少なくとも1株当たり15円とすることにより、適切な株主還元を行うべきできあると考えます。

＜取締役会の意見＞

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

（反対の理由）

当社は、「株主の皆様様に安定的な剰余金の配当を実施する事を経営の最重要課題の一つと考え、その為に財務体質を強化すると共に株主に対する積極的な利益還元策を実施し、配当性向を30%以上とする」ことを基本方針としており、毎期の業績を反映しつつ経営基盤の確立のための内部留保の充実、株主資本と収益環境の状況等を総合的に勘案し、剰余金の配当を実施しております。

上記の方針に基づき、2024年11月14日付「業績予想と実績値との差異及び配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同日開催の取締役会において、2024年9月期の期末配当金を普通株式1株当たり14円とさせていただくことを決議いたしました。これにより中間配当金10円と合わせた2024年9月期の年間配当金は、普通株式1株当たり24円となり、年間の配当性向は利益配分の基本方針である30%を下回ることとなりますが、親会社株主に帰属する当期純利益から投資有価証券売却益等特殊要因を除いて計算した配当性向は30.2%となります。

当社といたしましては、持続的成長につながる事業拡大および収益力強化のための投資と、そのための資金確保、株主の皆様への利益還元との最適なバランスが重要であると考え、また、2024年6月5日付「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得結果及び取得終了に関するお知らせ」で開示しましたとおり、2024年9月期において598,800株（株式の取得価額の総額299,998,800円）の自己株式を取得したことを加味し、上記のとおり、会社提案の期末配当金を普通株式1株当たり14円と決定いたしました。なお、これにより配当支払総額および自己株式の取得総額を含めた総還元性向は40.9%となるものでございます。

したがいまして、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

(1) 議案の要領

当社取締役の報酬額を年額100,000千円以内（うち社外取締役年額50,000千円以内）と改める。

(2) 提案の理由

当社は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において、取締役の報酬額につき、年額350,000千円以内（うち社外取締役年額70,000千円以内）と決議しております。

しかし、第30回定時株主総会において選任された取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）であったのに対して、2022年12月22日開催の第32回定時株主総会以降、当社における取締役の員数は3名ないし4名（うち社外取締役2名）となっております。

このように約2年間にわたり取締役の員数が3名ないし4名で推移してきたことからすれば、取締役の員数が8名（うち社外取締役3名）である状況で決議された取締役の報酬額の上限は、現時点においてその前提を欠いており、これを維持すべき合理性は認められません。

なお、2023年12月21日開催の第33回定時株主総会では、上記報酬枠とは別枠で、取締役に対して、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給し、その総額を年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることを決議していることも考慮すれば、当社取締役の報酬額を年額100,000千円以内（うち社外取締役年額50,000千円以内）とすることは妥当と考えます。

＜取締役会の意見＞

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

（反対の理由）

当社の取締役の報酬額は、2020年12月25日に開催された第30回定時株主総会において、当社および子会社の業容の拡大と改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応に伴い、取締役の増員を行うため、諸般の事情を考慮し、年額3億5千万円以内とすることについて、株主の皆様から承認を得ております。また、2023年12月21日に開催された第33回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額5千万円以内とすることについて株主の皆様から承認を得ております。

提案株主は、本株主提案の理由として、当社が現状、約2年間にわたり取締役の員数が3名ないしは4名で推移してきたこと、取締役の員数が8名（うち社外取締役3名）である状況で決議された取締役報酬の上限が、現時点においてその前提を欠いているため、これを維持すべき合理性が認められない旨を述べられています。

しかしながら、取締役会といたしましては、当社定款第18条において取締役の員数は10名以内と定めており、上記の報酬限度額は定款に定める員数を対象とした報酬限度額であり、在任取締役の員数に左右されるものではないと認識しております。また、今後もコーポレートガバナンス・コードで求められる取締役会における多様性の確保や、事業規模の拡大、持続的成長による企業価値の向上を担う優秀な人材の登用や招聘等を引き続き検討してまいりますので、取締役の員数の増加に備え、現行の取締役の報酬限度額を維持することが適当であると考えます。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

第6号議案 定款一部変更（代表権を有する取締役の個別報酬の開示）の件

（１） 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	（報酬等） 第28条（省略） <u>2. 代表権を有する取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。</u>

（２） 提案の理由

当社の株価は、朝田康二郎氏が代表取締役就任した2022年12月以降、現在に至るまで長期間にわたって低迷しています。

また、当社取締役会は、「配当金による利益還元を充実させていくことが、より適切である」との判断に至ったことを理由として、2023年9月末をもって株主優待制度を廃止することを決定しましたが、第34期の年間配当は、1株当たり20円に減配の見込みとなっており、これは第27期以降で最も低い配当額となります。

しかしながら、当社には30億円以上の利益剰余金が積み上がっており、第34期においても、減配とすることなく、前期実績と同程度の配当をすることは十分可能であると考えられます。

この点、当社が2024年4月に開示した「コーポレート・ガバナンス報告書」によれば、社外取締役を除く取締役の報酬について、「当社の取締役報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成されており、固定報酬と業績連動報酬の比率を7：3と定めて月例の固定金銭報酬としております。業績連動報酬は各事業年度における営業利益目標の達成度合いを指標としております。」とされていますが、その具体的な算出方法は明示されておりません。

もっとも、当社の株価が長期間にわたって低迷しているにもかかわらず、当社

取締役会が、あえて株主優待制度の廃止や減配を決定したことからすれば、株主共同の利益に資するようなインセンティブ設計になっていないと考えざるを得ません。

したがって、提案株主としては、株主及び株式市場が代表権を有する当社取締役のパフォーマンスを適切に評価することができる環境を整備するためにも、代表権を有する取締役の個別報酬の開示を義務付ける旨の定款変更を提案するものです。

<取締役会の意見>

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(反対の理由)

当社は、2021年4月26日開催の取締役会において、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスにおける公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会を設置することを決議し、2021年5月17日付で指名報酬諮問委員会を設置いたしました。また、同日開催の取締役会において、「当社の取締役等の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役等の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすること」を基本方針とする取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の代表取締役を含む取締役の個人別の報酬等は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、取締役会で定めた決定方針に基づき、取締役会の決議に先立ち、指名報酬諮問委員会への諮問を行い、その答申内容を基に取締役会において決定することとしております。

このように当社では、透明かつ客観的なプロセスを経て取締役の個人別の報酬を決定しており、かつ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」他の各種関係法令に則り、役員区分ごとの報酬等の総額および支給人数について適正に開示しているため、提案株主が求めるような、代表権を有する取締役の個別報酬の開示を義務付ける規定は、不要であると考えます。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

第7号議案 定款一部変更（代表権を有する取締役による他の会社の取締役の兼任禁止）の件

（１） 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	<u>（代表権を有する取締役による他の会社</u> <u>の取締役の兼任禁止）</u> 第22条の2 代表権を有する取締役は、当会社以外の株式会社（当会社の子会社及び有価証券、不動産等の資産の保有、管理又は運用のみを目的とする資産管理会社を除く。）の取締役を兼任してはならない。

（２） 提案の理由

一般に、取締役が他の株式会社の取締役を兼任することは禁止されていませんが、本提案時点において、当会社の業務執行取締役は、代表取締役である朝田康二郎氏のみであり、当社の株価が長期間にわたって低迷していることも踏まえると、代表取締役が当社の経営に専念しなければ、当社の持続的な成長は期待できません。

また、当社は、2024年2月14日付け「栃木県佐野市における新規太陽光発電所の開設に関するお知らせ」において、栃木県佐野市に所在する土地及びメガソーラー発電施設（以下「本件太陽光発電施設」といいます。）を6億円（概算）で取得したことを開示しております。

他方で、朝田康二郎氏が創業し、2023年1月31日まで代表取締役を務めていたブルーモーニングフィナンシャル株式会社は、同社ホームページにおいて、2024年2月1日付けで、「この度、当社顧客である法人（本社：中部地方）による高圧太陽光発電所（栃木県）の買収を仲介いたしました。買収企業の事業戦略をサ

ポートすべく昨年より取り組んでまいりましたが、2024年2月1日、7.4億円で成約に至りました。」と公表しております。

提案株主が当社に照会したところ、当社からは、ブルーモーニングフィナンシャル株式会社が本件太陽光発電施設の取得に関して仲介業務を行った事実はなく、また、当該案件について一切関与していないとの回答がありました。

しかしながら、栃木県佐野市という限られた範囲において、極めて近接した時期に6億円ないし7.4億円規模の太陽光発電施設が取引されることは極めて稀であると考えられます。特に、当社による本件太陽光発電施設の取得については、朝田康二郎氏が仲介業者から紹介を受け、当初から一貫して関与していたとのことです。朝田康二郎氏は、本件太陽光発電所の取得以前に、太陽光発電施設の取得案件に携わったことがないと思われます。そうすると、太陽光発電施設の取得案件に携わった経験のない朝田康二郎氏が、たまたまブルーモーニングフィナンシャル株式会社が仲介した取引と同じタイミングで、同社の関与なくそのような案件の紹介を受けたなどとはにはわかには信じられません。

そして、仮に本件太陽光発電施設の取得にブルーモーニングフィナンシャル株式会社が何らかの形で関与しているとすれば、現在においても、朝田康二郎氏が同社に対して重要な影響力を有していることが疑われる以上、いわゆる関連当事者間の取引として、株主共同の利益を害することのないよう適切な手続がとられるべきであったといえます。

したがって、提案株主としては、代表取締役が当社の経営に専念できる体制を整備するとともに、今後、このような無用な懸念が生じることを避けるためにも、代表取締役については、他の株式会社の取締役の兼任禁止を義務付ける旨の定款変更を提案するものです。

＜取締役会の意見＞

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

（反対の理由）

一般に、取締役が他の株式会社の取締役を兼任することが禁止されていないことは周知の事実でございます。当社においては、取締役が他社の役員等を兼任しようとする場合、職務権限規程および職務権限一覧表の規定に基づき取締役会決議を経て、その決議に基づいて兼任することとしております。

当社および連結子会社の経営体制において、各連結子会社の経営状況や事業上の課題を即時に把握し、機動的かつ迅速な意思決定を行うことを目的として、現在、当社代表取締役である朝田康二郎氏は連結子会社３社の取締役会長を兼任しております。また、同氏は当社グループ以外に２社において取締役を兼任し、１社において従業員身分を有していますが、2024年９月期事業年度に開催された当社および連結子会社各社の取締役会（合計57回）の全てに出席し、業務執行の意思決定を行うなど、代表取締役および業務執行取締役としての職務を十分に果たしていると認識しております。

なお、本総会第２号議案において、新任の業務執行取締役の選任による取締役の増員を予定しており、当社経営体制の整備・拡充を図ってまいります。

また、提案株主は、本株主提案の理由として、当社が2024年２月14日付「栃木県佐野市における新規太陽光発電所の開設に関するお知らせ」において開示した、栃木県佐野市に所在する土地およびメガソーラー発電施設の取得の件と、ブルーモーニングフィナンシャル株式会社が2024年２月１日付で同社ホームページにおいて開示した「当社顧客である法人（本社：中部地方）による太陽光発電所（栃木県）の買収」の件が何らかに関与していることを挙げられています。

しかし、当社において、これらの案件は一切の関与がないことを確認しておりますので、本件については提案株主の事実誤認であるといわざるを得ません。

当社では、代表取締役である朝田康二郎氏は現に当社の経営に専念できる環境にあり、提案株主が求めるような取締役の兼任禁止を義務付ける規定は、不要であると考えます。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

第8号議案 定款一部変更（取締役会の議長）の件

（１） 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（取締役会の招集権者および議長） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 （新設）	（取締役会の招集権者および議長） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。 2. 取締役会は、 <u>社外取締役のうち取締役会の決議により選定された1名が議長となる。</u>

（２） 提案の理由

当社の現行定款では、取締役社長が取締役会の議長を務めることとされています。

しかし、経済産業省が公表する『コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）』（以下「CGSガイドライン」といいます。）では、「監督を受ける立場にある社長・CEO等が取締役会議長を兼ね、そのイニシアティブでアジェンダ・セッティングや議事進行を行うよりも、取締役会議長は監督を行う立場にある社外取締役などの非業務執行取締役が務め、執行側は業務執行に関する説明を行う役割に徹する方が、取締役会の監督機能の実効性を確保しやすいと考えられる。」とされています。

この点、当社では、2022年2月、子会社である株式会社セントラルパートナーズにおいて不適切な会計処理（以下「本件不正会計」といいます。）が行われていたことが判明し、独立調査委員会による調査・検証が行われました。

独立調査委員会が当社に提出した報告書では、本件不正会計を実行したのが、当時、当社の経理部次長（元株式会社セントラルパートナーズの経理部部长）であった者（以下「A氏」といいます。）であることが認定されており、A氏も自らが本件不正会計を実行したことについては認めています。

本件不正会計を受けて2022年5月26日付けで当社が株式会社東京証券取引所に對して提出した改善報告書では、本件不正会計の再発防止に向けた改善措置として、コンプライアンス意識の醸成等が挙げられており、具体的な施策として、コンプライアンス規程・リスク規程の見直しやコンプライアンス・マニュアルの制定、コンプライアンス教育の実施等を行うことが明記されています（通常、コンプライアンス規程やリスク規程においては、コンプライアンス違反を犯した従業員に対して、懲戒処分等の厳正な処分を行う旨が明記されているものと思われます。）。

しかし、当社は、本件不正会計の実行者であるA氏について、本件不正会計の発覚後に一旦、自主退職扱いとした上で再雇用し、現在も雇用し続けております。このような当社の対応は、重大なコンプライアンス違反を犯した場合でも厳正な処分がされることはないというメッセージを従業員に対して示すものであり、上記改善報告書の内容と相反するものと言わざるを得ません。

さらに、2023年12月21日開催の第33回定時株主総会において、提案株主がA氏の処遇について質問をしたところ、当時、担当取締役であった宮田圭一郎氏は、「A氏については、経理業務に精通しており替えがきかない人材であるため、契約社員として再雇用し、当社の経理部門で業務を行っている。」、「ただし、重要な業務からは外しており、経理のチェック業務を担当させている。」などと説明がありました。

しかし、宮田圭一郎氏による上記説明は、A氏を「経理業務に精通しており替えがきかない人材」とであるとしつつ、他方で、実際には重要な業務からは外しているというものであり、「替えがきかない人材」とであるという再雇用の理由と現在の業務内容が明らかに矛盾しており、A氏を雇用し続ける合理的理由にはなり得ません。

また、経理のチェック業務を適切に行うためには、当然のことながら、当該担当者が、会計に関する倫理観を有していることが必要となります。これは、当社が上記改善報告書において、本件不正会計の発生原因の1つとして、「コンプライアンスに関する従業員への教育、情報発信ができていないこと」を上げた上で、「『この会計処理をやったらずいいのではないか』、『この数値はきちんとチェックされているか』といった会計に関する倫理観が欠如し、上場企業として適正な開示を行うことの重要性が理解されず、本件不正会計を生じさせた」と記載していることから明らかです。

そして、本件不正会計のような極めて重大なコンプライアンス違反を犯した従業員について、何らの懲戒処分も行わずに雇用し続けること自体、上場企業として通常考えられない対応と言わざるを得ません。

そこで、提案株主は、これらの問題点を踏まえて、取締役会においてどのような

議論がされた結果、A氏を雇用し続けるという判断に至ったのかを確認するために、当社に対して照会をしたところ、当社からは、取締役会において、A氏を雇用し続けることがコーポレート・ガバナンスの観点から問題がないか検討したことは一切ないとの回答がなされました。

このような当社の回答からすると、現在、当社の取締役会においては、社外取締役に対して当然共有すべき情報が共有されず、通常であれば、当然議論されるべき事項についても、議論すらされていないという状況であり、業務執行に対する監督が機能していないと言わざるを得ません。

そのため、取締役会の議長を社外取締役とし、議事進行のみならず、取締役会におけるアジェンダ・セッティングも社外取締役が担うことで、社外取締役に対して適切な情報が提供され、取締役会における監督機能の強化に資するものと考えております。

したがって、提案株主としては、取締役会における監督機能や当社のガバナンス体制を強化するために、取締役会議長を社外取締役とする旨の定款変更を提案するものです。

＜取締役会の意見＞

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

（反対の理由）

取締役会の議長と最高経営責任者を分離することについて議論があることは、当社においても承知しております。その一方で、コーポレートガバナンス・コード原則 4-10において、「上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。」と定められているように、コーポレート・ガバナンスの実効性を発揮するにあたっては、個社の実情に合った体制を敷くことがコーポレートガバナンス・コードでも求められています。

2022年 7 月に東京証券取引所が公表した資料によると、プライム市場においても社外取締役が取締役会の議長を務める会社は67社（3.6%）と極めて少数であり、またその半数以上を監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社が占めています。

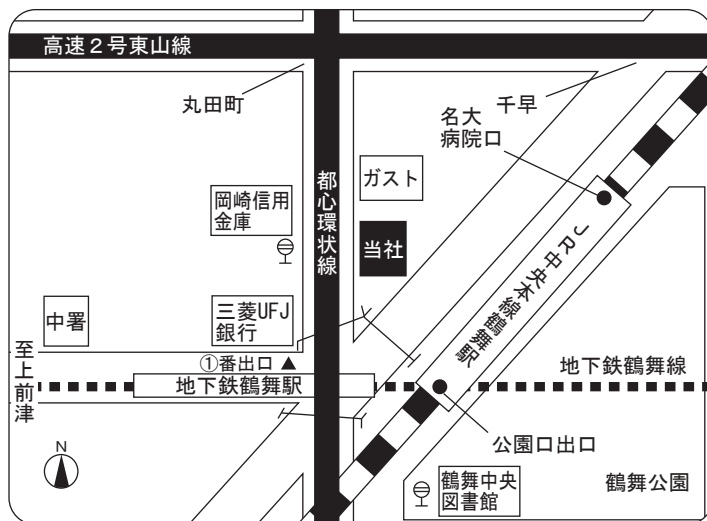
当社の取締役会においては、当社グループの多岐にわたる事業内容におけるそれぞれの事業環境の変化に迅速に対応し、適切な意思決定を行うことを目的に、当社の業務執行に加えて、子会社管理規程に基づき、子会社の業務執行に関連する議案も付議されております。そのため、当社の企業価値を向上させるためには、連結子会社各社の取締役を兼任し、各業界の市場動向に加え、現在の業務執行状況や経営課題等の詳細を把握している取締役社長が議長を務め、迅速かつ適切な意思決定を行うことが必要であると考えております。

以上を鑑み、現時点における当社の取締役会では、業務内容に精通した取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役会の 3 分の 1 以上を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受ける体制が適切であると考えております。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図



株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室
名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケイファーストビル）
電話 052-262-4499

経路のご案内

〈地下鉄・JR〉

地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車(①番出口)—————徒歩5分

JR中央本線「鶴舞駅」下車(公園口出口)—————徒歩5分

〈市バス〉

市バス栄20・26号または名駅18号系統にて「鶴舞公園前」下車

名駅・栄方面よりお越しの方—————バス停より北へ徒歩5分

新瑞橋・高辻方面よりお越しの方——バス停より向かいへ徒歩5分

お願い

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。